

任意継続被保険者の方へ

任意継続被保険者となった方は、資格を喪失するまで大事に保存するとともに、よく読んでおいてください。

(令和 6 年 10 月 1 日現在の内容です。)

〒213-8533

神奈川県川崎市高津区坂戸一丁目 20 番 1 号

ミ ツ ト ヨ 健 康 保 険 組 合

T E L 044-813-8228

F A X 044-813-8229

メール kenpo@mitutoyo.co.jp

任意継続被保険者制度は、次により取り扱われますのでよく読んでお間違いのないようにお願い致します。

なお、ご不明な点は当健康保険組合にお問い合わせください。

(電話：044-813-8228、メールアドレス：kenpohelpdesk @mitutoyo.co.jp)

1. 被保険者である期間

任意継続被保険者の加入期間は、退職時の年齢にかかわらず最長2年間です。

2. 扶養家族

扶養家族の認定基準は在職中と同様で、以下の通りとなります。

被保険者の3親等内の親族であって、主として被保険者の収入で生計を維持している、75歳未満の人のうち、認定日以降一年間の収入が130万未満（60歳以上または年金受給者は180万未満）で、かつ被保険者の収入の1/2未満である人が被扶養者になれます。

（収入に含まれるもの…給与収入、各種年金、恩給収入、事業収入、不動産収入、利子収入、投資収入、雇用保険からの給付金、健康保険からの傷病手当金や出産手当金、被保険者以外からの仕送り、その他継続性のある収入）

被保険者の方に今後の収入が無く、被扶養者の方も無収入の場合は、在職中の扶養状況を引き継ぎますが、上記基準から外れると認定できなくなります。

従いまして被扶養者の方に収入がある場合、例えば被保険者の方が失業給付受給終了後に無収入となる等の上記要件を満たさなくなった時は、被扶養者から削除していただくことになります。

3. 標準報酬月額

保険料計算の基礎となる標準報酬は、資格喪失時（退職時）の標準報酬月額となります。

4. 保険料

保険料は、会社(事業主)の負担はなくなり、全額個人負担になります。決定した標準報酬月額に保険料率を乗じたものが納付いただく保険料となります。

また、介護保険制度の第2号被保険者に該当する40歳以上64歳までの人は介護保険料についても合わせ納付することになります。被扶養者の方のみが40歳以上64歳までの場合も介護保険料を納付いただきます。

5. 保険料の納付方法と納付期限

保険料の納付方法は次の3つの方法があります。いずれかを選んでください。（振込手

数料はお振込みの都度ご負担いただくことになります。)

(1) 毎月納付(月納・割引なし)

毎月、保険料をお支払いいただく方法です。

加入月の保険料は、当健康保険組合が指定する日までにお振込みください。

2 か月目以降は各月 10 日（10 日が金融機関の休業日の場合は翌営業日）までにお振込みください。(納付書兼領収書に記載)

たとえば、4 月の保険料は 4 月 10 日までが納付期限となります。

(2) 半期前納払い(前納割引あり)

半期分の保険料をまとめてお支払いいただく方法です。前期は 4 月分から 9 月分まで、後期は 10 月分から翌年 3 月分までになります。

なお、初回は加入月～直近の 9 月または 3 月までの保険料をまとめてお支払いいただきます。(加入月の 1 か月分については、制度上、割引はありません)

保険料は、当健康保険組合が指定する日までにお振込みください。

(納付書兼領収書に記載)

(3) 1 年前納払い(前納割引あり)

1 年分の保険料をまとめてお支払いいただく方法です。

なお、初回は加入月から翌年 3 月までの保険料をまとめてお支払いいただきます。

(加入月の 1 か月分については制度上、割引はありません)

加入月の保険料は、当健康保険組合が指定する日までにお振込みください。

(納付書件兼務領収書に記載)

※保険料を前納した期間の途中で次の理由により任意継続被保険者の資格を喪失した場合は、その月以降の保険料をお返しします。

- ① 被保険者ご本人が就職して健康保険等の被保険者の資格を取得したとき
- ② 被保険者ご本人が後期高齢者医療制度に加入したとき
- ③ 被保険者ご本人が亡くなったとき
- ④ 被保険者ご本人がミットヨ健康保険組合の脱退を希望する旨を申し出たとき

6. 保険料のお振込み

当健康保険組合より、加入申請後に当該年度分の「保険料納付依頼書」および「納付書兼領収書」をご自宅宛に送付いたします。納付期日までに健康保険組合の指定の口座にお振込みください。

《お願い》

- ① 保険料は、口座振込の方法をとっています。納付書を送付いたしますので、お近くの金融機関から、当組合の口座にお振込みください。
- ② 保険料の納付がない場合、任意継続被保険者の資格は取消しとなります。ご注意ください。(納付書に納付期限が記載されています。)

7. 資格の喪失

任意継続被保険者は、次のいずれかの事由に該当したときに限り、その資格を喪失することができることになっております。

《資格喪失の理由および資格喪失日》

理由	資格喪失日
① 期間満了	任意継続被保険者となった日から起算して2年を経過した日
② 就職	再就職先で健康保険の被保険者になった日(※1)
③ 死亡	死亡された日の翌日
④ 本人の申し出	資格喪失申出書がミットヨ健康保険組合に届いた日の翌月1日(※2)
⑤ 保険料未納	保険料納付期限の翌日(※3)

※資格を喪失した保険証・資格確認書は、速やかにミットヨ健康保険組合にご返却下さい。

(ご自身で破棄はしないでください。)

※資格喪失後にミットヨ健康保険組合の被保険者資格・被扶養者資格を使って受診された場合は、ミットヨ健康保険組合が負担していた医療費を後日請求させていただきます。

(※1)再就職により他の健康保険に加入するなどの理由で任意継続被保険者の資格を喪失する場合には、ミットヨ健康保険組合にご連絡の上「資格喪失申出書」を提出ください。その際加入した保険者から交付された資格取得年月日が記載されている書類(「資格情報のお知らせ」「資格確認書」等)のコピーを添付してください。

(※2) ②③以外の理由で任意継続被保険者の資格を喪失したい場合には、ミットヨ健康保険組合にご連絡の上、「資格喪失申出書」を提出ください。喪失日は「資格喪失申出書」がミットヨ健康保険組合に届いた日の翌月1日となります。

(※3)保険料の納付期限を忘れていた、知らなかったとのことでは、任意継続被保険者の資格喪失をくつがえす理由にはなりませんのでご注意下さい。

8. その他

- (1)任意継続された後、初めて医療機関をご利用になる場合は、窓口で被保険者等記号・番号が変更した旨申し出てください。
- (2)「保険証」もしくは「資格確認書」「資格情報のお知らせ」がお手元に到着する前に医療機関をご利用される場合は、窓口にて「任意継続保険の手続き中」である旨申し出てください。旧保険証を使用した場合、又は全額支払いされた場合は「保険証」もしくは「資格確認書」「資格情報のお知らせ」到着後、必ず受診月の月末までに医療機関に提示してください。なお、医療機関の都合で提示しても健保負担分を含め全額支払いされた場合は、領収書を保管していただき健康保険組合までご連絡ください。
- (3)確定申告用に使用する「保険料領収証書」は再発行できません。保険料をお振込後は申告まで大切に保管してください。
- (4)任意継続被保険者は、在籍中と同様に各種保健事業の補助がご利用になれます。事前に必要となる書類等もありますので、ご希望の際はご連絡ください。

以上